27 自給飼料の生産拡大 【14.168(12.594)百万円】

- 対策のポイント ―

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼 料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

く背景/課題>

- ・ 畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及 び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物 の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料依存から脱却し、国産飼 料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚し た力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- ○飼料自給率の向上(26%(平成25年度) →40%(平成37年度))
- ○飼料作付面積の拡大(89万ha(平成25年度)→108万ha(平成37年度))

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

1, 011(1, 011) 百万円 277 (290) 百万円

- (1)草地生産性向上対策
 - ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
 - ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
 - ③ 飼料生産組織(コントラクター等)の飼料生産技術者の資質向上
 - 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料(イアコーン等)の国内 生産・給与技術(スマートフィーディング)の実証
 - ⑤ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組 等を支援します。

補助率:定額、1/2以内、1/3以内 事業実施主体:農業者集団、民間団体

(2) 国産 制 飼料 増産 対策

564(551)百万円

- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、 国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化 を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼 料(高栄養料飼料)の作付・利用拡大の取組
- ③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組 等を支援します。

補助率:定額、1/2以内、1/3以内 事業実施主体:農業者集団、民間団体

(3) エコフィード増産対策事業

170(170)百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の 関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食 品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

> 補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者集団、民間団体

2. 飼料生産型酪農経営支援事業

6,960(6,800)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1 ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は**乳用後継牛を増頭した場合には、**拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率:定額

事業実施主体:都道府県協議会、生乳生産者

3. 草地関連基盤整備 < 公共 >

6, 197(4, 783)百万円

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。

農業農村整備事業で実施

国費率、補助率:2/3、1/2等

事業実施主体:国、都道府県、事業指定法人

お問い合わせ先:

・1の事業 生産局飼料課 (03-3502-5993)

・2の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)

・3の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)

自給飼料の生産拡大

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

飼料増産総合対策事業

- ▶ 生産性向上のための草地改良、優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上、飼料作物種子の調整保管、自給飼料生産技術向上等を支援



改良後の草地

濃厚飼料原料の 生産給与技術の実証

- ▶ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組 等を支援
- ▶ 飼料生産作業の集積によるコントラクター等の 生産機能等の高度化、省力化・低コスト化を図る ための地域一体となった放牧の取組等を支援



放牧の推進



コントラクター等機能高度化

▶ エコフィードの品質向上及びエコフィード利用 畜産物の差別化促進、食品残さ等の飼料利用体 制構築、エコフィードの増産等を支援

補助率:定額、1/2以内、1/3以内等



エコフィード利用拡大



エコフィード利用 畜産物の差別化

飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚 した経営を行う酪農家に 対し、



- ▶ 飼料作付面積に応じて、 本体交付金を交付
- ▶ 飼料面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合、拡大面積に応じた追加交付金を併せて交付

- 〇 対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]
- ▶飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ▶飼料作付面積の拡大 3万円/1ha(追加交付)

草地関連基盤整備<公共>

> 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進